

# 鳥取県公報

令和2年10月9日(金) 第9241号

每週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (547 とっとり花回廊の利用料金の変更 (548) (生産振公共測量の実施 (549) (県土総務課)・・・・・県道の区域の変更 (550) (道路企画課)・・・・採石法による採取計画の認可の公表 (551) (鳥取指定居宅サービス事業者の指定 (552) (西部総合指定居宅サービス事業の廃止の届出 (553) (ッ)指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (554) (ッ)指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (555) (関発行為に関する工事の完了 (556) (西部総合事	興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\Diamond$	公	告	開発行為に関する工事の完了 (556) (西部総合事 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警	

# 示

#### 鳥取県告示第547号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止 した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に よる場合を含む。) の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目8-21	令和2年6月11日

#### 鳥取県告示第548号

平成28年鳥取県告示第276号(鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について)により告示した利用料金の一部を 改正することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号)第 10条第2項の規定に基づき令和2年9月16日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改工	E 後			改	正 前	
1 1	利用料金			1 利用料金			
(1	(1)~(3) 略			(1)~(3)	略		
(4	(4) フラワーカート利用料						
	区分	金額					
	児童又は中学校の	1人1回につき	150円				
	生徒						
	高等学校の生徒、学	1人1回につき	300円				
	生又は一般人						
<u>(5)</u> 略			<u>(4)</u> 略				
2 1	2 略			2 略			

附則

この告示は、令和2年10月9日から施行し、令和2年9月19日から適用する。

#### 鳥取県告示第549号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地 方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準 用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和2年9月24日から令和3年2月26日まで

#### 3 作業地域 西伯郡南部町及び伯耆町

#### 鳥取県告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和2年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
津山智頭八	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字中河原384-5地先から同大	5. 4~10. 1	126. 0
東線		字字前田136-1地先まで	5. 4, -10. 1	120.0
		八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大	11.0~34.6	000 0
		字字砂田666-1地先まで	11.0~34.6	222. 0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大	11 0- 24 6	222 0
		字字砂田666-1地先まで	11.0~34.6	222. 0

#### 鳥取県告示第551号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例 (平成15 年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政

名称及び代表	主たる事務所				
者の氏名	の所在地	採石場の所在地及び	採取をする岩石の種	校野の期間	認可年月日
有の以名	V2月111111111111111111111111111111111111	面積	類及び数量	採取の期間	
三明建設株式	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷	安山岩(218, 272. 20	令和2年10	令和2年10月
会社		口822外5筆	立方メートル)	月1日から	1日
代表取締役		(169,858.60平方メ	凝灰岩 (24.00立方メ	令和7年9	
岡村 文美子		ートル)	ートル)	月24日まで	

## 鳥取県告示第552号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	名称	所在地	11年十月日	り一し入り種類
株式会社ツクイ	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目	令和2年10月1日	通所介護
		9 - 8		

#### 鳥取県告示第553号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
7	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁 目 9 - 8	令和2年8月 26日	令和2年9月 30日	通所介護

#### 鳥取県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	士たる重終品の		指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
株式会社ライ	米子市東山町53	ライフ	米子市東山町53	就労継続支援B	
7				型	月30日

#### 鳥取県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

	主たる事務所の	指定に係る障害福祉	指定に係る障害福祉サ	障害福祉サービ	
名 称		サービス事業を行っ	ービス事業を行ってい	スの種類	廃止年月日
	所在地	ている事業所の名称	る事業所の所在地	ハッパ里規	
株式会社ひま	米子市長砂町	ひまわり	米子市長砂町719-3	就労継続支援A	令和2年9
わり	719 — 3			型	月29日
株式会社ライ	米子市東山町53	ライフ	米子市東山町53	,,	,,
フ				,,	"
青空交通有限	米子市米原五丁	青空交通ケアセンタ	米子市米原五丁目10-	居宅介護、重度	令和2年9
会社	目10−21	ー指定訪問介護事業	21	訪問介護	月30日
		所			

#### 鳥取県告示第556号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号 令和2年8月20日 鳥取県指令第202000125003号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 境港市財ノ木町字篠津灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 米子市中島一丁目9-15

和田 貢一

# 公

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和2年10月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している もの

#### 2 開催の日時、場所等

#### (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年11月1日	倉吉市葵町690-1	トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
午前9時から午前	倉吉市営射撃場			
11時20分まで				
令和2年11月9日	西伯郡南部町鴨部933			5人
午後1時から午後	米子国際射撃場	"	"	
4時まで				
令和2年11月24日				
午後1時から午後	II	"	"	"
4時まで				

### (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年11月10日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	6人
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	
2時30分まで			する実包	
令和2年11月17日				
午前10時から午後	n,	"	"	"
2時30分まで				
令和2年11月24日				
午前10時から午後	JJ	"	"	"
2時30分まで				

#### 3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
  - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
  - イ 猟銃の点検
  - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
  - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 12,700円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。